

個人情報漏えい等の対策について

標題に関し、個人情報保護委員会より日本税理士会連合会を通じて周知に関する協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

個人情報保護委員会において、従業員数100人以下の事業者（以下、「中小規模事業者」という。）における個人情報及び個人データの安全管理措置の実態等に係る調査を実施したところ、回答状況は下記のとおりでした。

【不正アクセスの現状】

不正アクセスは中小規模事業者でも発生しており、約2%が「これまでに不正アクセスによる被害を受けたことがある」と回答。

被害状況については、「システム等の停止」及び「クレジットカード情報等の漏えい」が約2割、「顧客・取引先情報の漏えい」及び「データの改ざん・暗号化」が約1割と、重大な被害が発生しており、その原因については、「フィッシングサイト(偽サイト)へ誘導する電子メールのURLにアクセスし、アカウント情報等を入力してしまった」が約2割、「OSやソフトウェアにおいて、脆弱性(サイバーセキュリティ上の欠陥となる不具合)を放置していた」が約1割。

【安全管理措置の実施状況】

一方で、安全管理措置の実施状況については、「ウイルス対策ソフトウェアの導入(OSに標準搭載されているものを含む)」及び「ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持」が約5割、「個人データが記録された媒体(紙・USB・パソコンなど)を復元不可能な手段で廃棄」が約4割であり、安全管理措置として必要となる基本的な対応について、未実施の事業者が多数を占めている状況。

【中小規模事業者における課題】

個人情報の取扱いに当たっての課題については、「何をしてよいか分からない」及び「個人情報保護法等(ガイドラインを含む)の理解不足」が約4割、「情報セキュリティ対策」及び「電子化による管理の難易度上昇」が約2割となっており、中小規模事業者においては、個人情報を取り扱うための十分な体制が整備できていないと考えられる。

このような現状を踏まえ、中小規模事業者への個人情報保護に関する更なる

周知・広報の協力依頼がございました。

つきましては、顧問先へ周知いただく際は、リーフレット（※1）及び個人情報保護委員会のホームページに掲載されている各種資料（※2）をご使用くださいますようお願い申し上げます。

※1 リーフレット

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260330_chuushou_leaflet.pdf



※2 個人情報保護に関する中小規模事業者向け各種資料（主なもの）

- ・ 個人情報保護に関するパンフレット等（漫画、動画も含む）

<https://www.ppc.go.jp/news/publicinfo/>



- ・ 個人情報の漏えい等に係る報告について

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>



- ・ 特定個人情報の保護に関する資料等

<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>



- ・ 特定個人情報の漏えい等に係る報告について

<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>



※上記以外にも各種資料を掲載しています。

個人情報保護委員会HP

(<https://www.ppc.go.jp/index.html>)

